

# 1. 大正9年の大反動と特別融通

## (1) 大正9年の大反動

### 3月15日の株価大暴落

大正8年（1919年）後半の著しい投機思惑と企業熱は、2度にわたる公定歩合引上げと本行の警告にもかかわらず鎮静しなかっただけでなく、越年後いよいよ白熱化した。増大する資金需要に市中銀行の貸出は顕著な増勢をたどったうえ固定化の様相を帯び、市中銀行の資金繰りは一段と窮迫した。加えて、大正9年初来の輸入超過傾向はしだいに強まり、1月～3月中の貿易収支赤字は2億6023万円の巨額（前年同期の赤字幅比2.6倍）に達し、折からの金融逼迫をいっそう促進した。これに伴い市中金利の高騰も激しくなった。東京の手形割引日歩は9年初の最低2銭4、5厘から3月には2銭8、9厘を唱えるに至り、なかには3銭4、5厘もの高日歩も生じた。翌日物コール・レートも年初の日歩1銭2、3厘から2月には最高2銭8、9厘に急上昇し、3月央には3銭前後の水準にまで達した。

このように金融の逼迫が顕著となったうえ、貿易の逆調・正貨の減少など経済の前途に懸念すべき要因も少なくなく、企業の乱設や生産過剰から先行き企業収益の低減が予想されたこと也有って、早晚投機思惑の反動が来るのではないかと気遣われるようになった。このため金融界の警戒はにわかに強まり、反動の生ずる数日前から金融市场では、「何うも企業熱は凄まじい、其払込の為の資金の需要が夥しい、銀行は其需要に応じ切れずして、如何に確実なる担保の提供に対しても、融通を断つてゐる有様だ、モー今に反動の来るのが見えてゐます」との声が聞かれた。<sup>(1)</sup>

こうした情勢のもと、すでに9年3月12日に諸株いっせいに暴落してこれまでの基調逆転の兆しを示していた東京株式市場は、同月15日に至り「急霰の如き投物に相場奔落して疾風枯葉を捲くが如く」まれに見る大暴落を生じ、日露戦後の<sup>(2)</sup>

暴落時にも見られなかつたほどの混乱に陥つた。<sup>(3)</sup> 東京市場の株価暴落は直ちに各地に波及し、大阪株式市場でも総崩れを演じた。しかし、3月16日と17日の両日臨時休会した東京市場を除いて、各市場とも立会を停止するまでには至らなかつた。東京でも、格別の救済融資を受けることなく6540万円に及ぶ追証拠金の納入整理を完了することができた。米・綿糸・生糸など商品市場では株価のような暴落は見られず、株式市場の動搖は経済界全般に決定的な影響を及ぼさずに終わつた。3月央の株価暴落は、第1次大戦中の好景気と引き続く熱狂的好況の大反動の開幕を告げる警鐘であったにもかかわらず、「その重大性は認識されず、極めて軽く受け取られた」<sup>(4)</sup>のであった。

#### 4月7日の増田ビルブローカー破綻

9年3月15日の暴落に続く株価の漸落に伴い市中銀行の融資警戒態度は一段と強まり、金融はいよいよ不円滑になった。商品市場も不振をまぬかれず、金融逼迫に伴う投売りを招くおそれが大きかった。3月の貿易収支入超幅は1億円を超える空前の巨額を示し、同月末正貨保有高は8年末(20億4515万円)比約1億7400万円の減少となるなど、経済動向の悪化に市場の人気はますます悲觀に傾いた。

そのような情勢下の4月7日、前々日来手形交換尻の決済に苦しんでいた大阪の増田ビルブローカー銀行は、資金調達の道が全く途絶し、日本銀行から融通を受けるための担保も払底して交換尻決済のめどが立たなくなり、ついに破綻を暴露した。<sup>(5)</sup> このため、7日の大阪株式市場では株価が暴落し、後場以降立会停止のやむなきに至ったが、東京市場でも同様に株価が暴落して午後の立会を停止し、名古屋その他主要取引所も東西両市場の影響を受け休会を余儀なくされた。4月9日、東京・大阪・名古屋の3株式取引所理事長は同道して本行本店を訪れ、「株式市場立会開始不可能ノ長引クコトニヨリテ財界ニ及ホス可キ種々ノ弊害ヲ防止スル為メ、大正五年十二月ノ例ニ倣ヒ日本銀行ヨリ救済資金ノ供給ヲ受ケ度」と陳情した。本行は、各仲買人がその取引先銀行に融資を仰ぎ、その結果、当該銀行が本行に借入れを求める場合は「精々之カ融通ノ便ヲ圖ルベシ」との方針を決定し、各取引所理事長に通知するとともに、東京・大阪・名古屋のシンジ

ケート銀行と株式市場対策について懇談し、4月12日、上記の融資方針を一般に発表した。<sup>(6)</sup>

増田ビルブローカー銀行の救済に関しては、4月7日、鴻池・住友・山口・加島・三十四・近江・浪速の7大銀行が本行に集まって協議した。同行はブローカー銀行であるため一般大衆の預金は少なく、この方面に対する影響はきわめて軽微とみられたが、都市・地方を通じ百余りの大小銀行と多額のコールまたは借入れ取引を有していた（4月9日のコール・マネーおよび借入金残高3534万円）ので、同行の破綻は関係銀行に打撃を与える、ひいては財界の動揺を引き起こすおそれがあった。このため「本邦銀行史上先例稀なる共同救済」<sup>(7)</sup>を行うことに決まり、増田ビルブローカー銀行は上記銀行団（後に大阪野村銀行も参加）の保証を得て本行から救済融資を仰ぎ、かろうじて休業の危機を脱することができた。

#### 4月中旬の株式・商品市場崩落

上述した9年4月12日の株式市場救済に関する本行声明は一応の安堵感を与える、各株式市場は4月13日に立会を再開した。しかし、環境は引き続き買い方に利がなく処分的投げ物が続出し、株価はまたまた大崩落を演じた。翌14日、各地取引所は再び立会停止のやむなきに至り、5月10日に再開するまで1か月近く市場は閉鎖された。もはや徹底的な救済手段を講じなければ、市場の秩序回復は望みがたいと見られたので、本行は取引所関係者および銀行団と数次にわたって懇談を行い、受渡解合・乗替資金を供給することに決定した。

一方、地合いの悪化していた各種商品市場も、4月13日の市場再開とともに始まった株価の暴落をきっかけにしていっせいに崩落し、市場は混乱に陥った。これに伴い、これまで投機取引が最も盛んであった綿糸市場は15日から4日間立会停止を余儀なくされ、もっぱら思惑によって法外な高値を維持してきた生糸定期市場も17日から19日まで立会を停止した。また、思惑取引の横行していた米穀定期市場は15日と17日の両日休会した。このような定期市場の動揺は一般的商品市況にも波及した。とくに織物類は原料生糸および綿糸の暴落に伴い、最も甚大な打撃を受けたが、その他の商品についても毛織物・薬品・染料・製粉・肥料・木

材・鉄類など打撃を被らなかったものではなく、前途暗たんたる状況になった。<sup>(8)</sup>

4月央の株式・商品価格の崩落が財界に大きな打撃を与えたことは想像にかたくない。それに先立つ4月9日、原敬首相は「株式界安定を欠き不安に駆られ居るに付財政当局の所見を公表して安定を計るべき」ことを高橋是清蔵相と内談していたが、三度目の株価暴落最中の同月14日、高橋蔵相は「日本銀行は……今日の如き反動期に於ては、諸銀行に対する融通の方針の如き玉石を能く見別けて機宜を失はず、特別且緊急の必要ある場合に事情大に諒とすべき不得止ものに対しては臨機融通の方法を講ずることと信ずる」と所見を発表した。<sup>(10)</sup> 4月16日には原首相も、「政府は決して此儘捨置く考にあらず……大蔵省並に日本銀行とも相談協議中」であると述べ、財界救済に乗り出すことを表明した。<sup>(11)</sup> 同日、本行は財界動搖時に処すべき基本方針を決定し、支店長に通達した（後述）。

このようにして政府および本行の財界救済活動は本格化するに至ったが、當時、多くの人はこの反動を大戦勃発時またはドイツの講和提唱時におけるものと同様のものと考え、臨機の手段により立て直すことができるであろうとしていた。原首相も「今回のことたる要するに一時的現象と見るべく」と述べていた。<sup>(12)</sup> 高橋蔵相も「今日の病弊は投機思惑者が自己の実力を超えて飽食し、今や胃腸を害ふの程度に至つて居る」<sup>(13)</sup> ようなものであると語っていた。

しかし、商品価格の暴落とともに取引は停滞し、信用の途絶から金融の不円滑を招いて、各方面で事業の中止・整理を要するものが相次いだ。中でも綿糸布・織物業界の受けた打撃は甚だしく、都市・地方を問わず相当有力な綿布商で破綻を暴露するものが少なくなかったため、三品市場は4月27日から5月4日まで再び立会を停止した。このような情勢のもと、財界各方面の関係業者から直接に、あるいは同業組合や商業会議所等を通じて、本行および政府に対し盛んに救済を求める運動が行われた。本行は、経営の基礎は確実であるが財界動搖のため窮境に陥ったものに対しては十分な資金援助を行い、また財界の動搖を軽減あるいは阻止するのに寄与すると認められる先に対しては臨機金融の道を講じて財界安定に努め、政府も救済資金を放出して、窮境に陥った産業の難闘切抜けを援助することにした。<sup>(14)</sup>

他方、金融界について見ると、増田ビルブローカー銀行は救済融資により休業をまぬかれ、また同行破綻の影響でコールの回収を受けた藤本ビルブローカー銀行もその危機を切り抜けることができたが、このころから金融界の不安はいっそう濃厚となった。これに伴い銀行は、長期貸出はもちろん短期コールも出し済り、確実な担保が付けられていても貸出を手控え、とくに株式担保の貸出は全く行わなくなり、金融はいよいよ逼迫した。金融の逼迫が株式・商品市場の崩落をもたらしたが、それがまた金融のいっそうの逼迫を促し、互いに因となり果となって反動恐慌を拡大深化させていった。銀行だけがそのらち外に在りえようはずがなく、4月15日の栃木伊藤銀行の支払停止をきっかけとして、静岡・富山・茨城・岐阜・山梨・兵庫・福島・京都等の小銀行に対する取付けが頻発し、支払停止に陥る銀行もあった。

本行は「銀行は経済界の基本機関にして、此機関だに破壊せられざれば財界を破壊するが如きことなきが故に、之が安定を維持するは一般経済界の動搖を防止するに最も必要欠くべからざる所」であると考え、銀行については格別の注意を払い、取付けに遭遇し、あるいは窮状に陥った銀行に対しできる限りの援助・救済を与えることにした。<sup>(16)</sup>しかし4月下旬になっても、金融の逼迫は引き続き著しく人心は不安の念に駆られたため、銀行取付けは終息するに至らなかった。愛知・岐阜・滋賀県各地の小銀行が打撃を受けたほか、四国各地における小取付けや広島市内各銀行に対する取付けなどが続発した。5月上旬には滋賀の近江貯金銀行、函館の柿本銀行、大阪の森岡銀行等が休業し、その余波で各地において取付けが続いた。

### 5月24日の七十四銀行破綻

9年4月央来の銀行取付けも5月中旬には小康をえた観があったが、七十四銀行（横浜）の休業は再び財界に暗雲を投ずることになった。すなわち、横浜の茂木商店が綿糸その他で甚大な損失をこうむったと伝えられるや、その機関銀行であった七十四銀行は預金の取付けと為替戻の回収を受け、5月24日に3週間の臨時休業を発表するに至り、姉妹銀行の横浜貯蓄銀行も支払いを停止した。七十四

銀行は当時としては大銀行の部類に属していたので、同行の破綻は金融界に一大波紋を生じた。

七十四銀行休業の影響は直ちに横浜市内および周辺に波及し、左右田銀行本店ならびに神奈川県下の多数の小銀行が取付けを受けただけでなく、七十四銀行の支店が在った高崎方面にも影響が及び、さらに左右田銀行京都支店に対する取付けを契機として京都市および大阪方面にも取付けが生じた。

このような銀行動揺に対処して本行は、取引先銀行に対しては成規の方法によるほか、担保品の種類拡張その他の非常措置を講じ、それぞれの営業状態に応じてできるだけ資金を供給し、非取引先銀行に対しても、確実な担保を提供するか、または本行取引先銀行が中間に入って十分な責任を取る場合には特に貸出を行い、あるいは売戻条件付で所有国債を買い入れる等の方法で融通を与え、窮地に陥った銀行を支援し財界の安定をはかった。こうして銀行取付け騒ぎは6月下旬には一応鎮静したが、本行の調査によると、9年4月～7月中に取付けを受けた銀行数は169行（うち支店銀行102）に及び、休業を余儀なくされた銀行は21行を数えた。

七十四銀行の破綻は生糸・綿糸・株式市場の混乱を引き起こし、米穀その他商品市場は崩落を続けた。やや安定に向かいつつあった金融市場も急変し、銀行の警戒態度はいよいよ強まった。金融の不円滑から5月以降企業の倒産が急増し、7月半ばまでの2か月半の間における破綻件数は233件に上った（3月以降の累計では285件）。このような状況に対処し、政府も5月25日の閣議で「徹底的に、<sup>(17)</sup>当面の財界を救済すべき、根本方針を決定した」と伝えられたが、同月27日、井上総裁は高橋蔵相と「財界の現状に就き種々会談」<sup>(18)</sup>したと報道された。

当時、株式・綿糸布・生糸・羊毛・モスリン・銅・鉄・砂糖等の関係業者は、本行の資金援助を求めて運動していた。本行は後述するように多方面にわたり特別融通の承認を与えたが、市中銀行はとかく関係業者の信用状態を疑い、日本銀行から融通を受けてこれを貸し付けるのを危険と考え、これらの業者に対して容易に融資を承諾しなかったといわれ、本行の特別融通も必ずしも円滑に進んだわけではなかったようである。<sup>(19)</sup>

ともあれ、9年3月以降の財界動搖は6月には一応鎮静した。高橋蔵相は7月11日の貴族院本会議において、「打撃の峠は越した」「是から段々堅実に發展するやうに赴いて来る」と述べている。<sup>(20)</sup>もっとも、動搖の鎮静は「一時的表面的の仮装」<sup>(21)</sup>にすぎないという意見もあったが、9年下期に入るや、ようやく明らかになってきた世界的な戦後景気の反動と銀価暴落の影響を受けてわが国経済はさらに沈滞した。

すなわち、第1次大戦に伴う疲弊から容易に回復することができなかつたヨーロッパ諸国はしだいに不況の過程に入り、大戦景気を享受していたアメリカも大正8年11月來の引締め政策により景気後退を生じていた。また、インドは連月の輸入超過と銀価暴落に悩まされ、中国も引き続く南北の抗争、大凶作および銀価暴落の影響で輸入力を減殺されつつあった。このため、大正9年下期のわが国輸出額は前年同期比36.3%の大幅減少を示し、年間の貿易収支赤字幅は3億8778万円と前年（7459万円）の5.2倍に上る巨額に達した。第1次大戦後の熱狂的好況の大反動に伴う国内経済の沈滞に加えて、大戦中の経済発展の原動力となった対外貿易が不振に陥ったので、各種の滞貨は倉庫にあふれ、生糸や綿糸など主要商品はことごとく不況にさらされた。さらに、豊作による米価の下落から地方の景気も衰退し、商勢は一段と鈍化した。大正9年中における主要商品の最高・最低値を見ると、熱狂的好況の波に乗りえなかった銅・洋紙・石炭を除けば、いずれも半値以下に低落しており、生糸・綿糸・羽二重・鉄は3分の1前後に落ち込んでいた。反動後の景気沈滞がいかに深刻なものであったかが知れよう（なお卸売物価の動きをみると、ピークの大正9年3月から同年末までに36%、さらに翌10年4月までには通計41%下落し、大正8年のブームの始まる直前の同年4月の水準に比べ6%、第1次大戦終了時の大正7年11月の水準に比べれば10%も下回るに至った）。

（1）『東洋経済新報』第887号（大正9年3月20日）1ページ。

（2）東京株式取引所『東京株式取引所五十年史』昭和3年、379ページ。

（3）日本銀行調査局「世界戦争終了後ニ於ケル本邦財界動搖史」（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第22巻、大蔵省印刷局、昭和33年、所収、以下単に「本邦財界動

「揺史」と呼ぶ) 494ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。

- (4) 高橋亀吉『大正昭和財界変動史』上巻、東洋経済新報社、昭和29年、256ページ。
- (5) 日本銀行保有資料『増田ビルブローカー銀行整理顛末』。
- (6) 日本銀行保有資料。
- (7) 前掲『増田ビルブローカー銀行整理顛末』。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (8) 『銀行通信録』第69巻第415号(大正9年5月20日) 58ページ。
- (9) 原奎一郎編『原敬日記』第8巻、乾元社、昭和25年、523ページ。
- (10) 前掲「本邦財界動搖史」593ページ。
- (11) 同上、594ページ(大正9年4月16日の政友会近畿大会における原首相の演説)。
- (12) 同上、602ページ。
- (13) 同上、594ページ。
- (14) 同上、593ページ(大正9年4月14日発表の高橋蔵相の意見)。
- (15) 同上、549ページ。
- (16) 同上、603ページおよび607ページ。
- (17) 『東洋経済新報』第898号(大正9年5月29日) 1ページ。
- (18) 大正9年5月28日付『東京日日新聞』。
- (19) 前掲『銀行通信録』第69巻第416号、8~9ページ。
- (20) 前掲『大正昭和財界変動史』上巻、311ページ。
- (21) 大正9年7月6日の衆議院における浜口雄幸議員の演説(高橋亀吉編『財政経済二十五年誌』第1巻、実業之世界社、昭和7年、所収) 667ページ。

## (2) 大反動時の特別融通

### 財界救済の基本方針

大正9年(1920年)4月22日、前月来の財界の動搖が続くなかで開かれた全国手形交換所連合会懇親会において、井上準之助本行総裁は、「財界各部に就て考ふるときは種々の原因存すべしと雖も、全体に亘りて之を考ふるときは畢竟過去五箇年に亘れる戦時中の好景気の反動」であって、「過去に於ける好況時代の比較的長期に亘りしだけ其反動期も長かるべく、又過去に於ける財界膨脹の程度の甚大なりしだけ之が反動の程度も亦從て激甚なるべきやに考へらるる」と述べている<sup>(1)</sup>。また、9年11月の本行本支店事務協議会で深井英五理事も、この反動は「從

前の例と異り、全く歐洲大戦に基く経済界の大膨脹が今や収縮すべき時運に際会せるものにて、一時的偶発の事件に非ず、到底僅少の期間に恢復の見込なきもの」であり、「如何に本行が奮發努力しても到底大勢の赴く所を抑へ難きは勿論、一時的にも財界を好況に戻すことは困難なりと考へた」と語っている。<sup>(2)</sup> 大正9年の大反動を一時的偶発的現象と見る見解の多かった当時、本行は根の深い、もっと深刻な問題として受け取っていたといえよう。

したがって本行は安易な弥縫策を講ずることには反対であったが、反面井上総裁が指摘していたように一步措置を誤れば経済界は再起不能の状態に陥るおそれがあった。<sup>(3)</sup> 本行は、「財界の収縮は免かれざる運命なりとするも、此収縮の際に當り一般財界に及ぼす動搖を減少し其推移を穩かにする要あり、又損失は恢復し得ずとするも、其に依つて未だ其人の資産の根底を覆すに至らざるものにして差當り金融不如意の為支払不能に陥らんとするものに対しては、一時資金の疏通を計り以て之を救助するは本行の為すべき範囲」であると考えた。<sup>(4)</sup>

そこで本行は、「資金供給上此際多少臨機ノ措置ヲ執ルノ不得已場合モ可有之」とし、次の方針を探ることにした。第1、平素まじめな事業に従事しており、この反動期に対処して応分の整理を断行するものに対してはできる限り援助を与える。第2、国内生産品または輸入品等について低落した市価に基づき十分な覚悟をもって整理を行い、確実な方法で銀行に担保を提供するものに対しては援助を与える。第3、反動期に対処し情勢をできるだけ緩和するには輸出を促進するほか良策がないので、輸出資金の融通についてはできるだけ援助を与える。<sup>(5)</sup><sup>(6)</sup>

このように限定的な方針で資金を供給するとしても、発券銀行としてその本来の職責に反し、兌換銀行券の信用を損なうようなことは避けなければならなかつたので、手心は寛大にしても資金の供給は平常どおりの筋道によることとした。それは、「本行の貸出金が不必要の箇所に過分に供給せらるるに於ては、其資金は却て弊害を貽すのみならず、必要なる箇所に遍く浸潤し得ざるを以て、斯かる結果の発生を避くるには其平常の道筋によりて融通を計るを便宜とし、又取引銀行が先づ自力を以て資金の供給を計り、其不足額に付本行より融通し、又は融通の約束をなすならば、本行の出す資金は場合により二倍、三倍の効果を齎すこと

を得」ると思われたからであった。<sup>(8)</sup>

#### 4月16日の通達

上記のような本行の基本方針をより具体的に示したものが、大正9年4月16日の支店長あて通達であろう。この通達は、「本行トシテハ機宜ニ策応シ適當ノ手段ヲ講スヘキハ勿論」であるが、「中央銀行トシテノ業務ノ性質上ヨリシテ自ラ行動ス可キ範囲順序方法等ノ定アルヘキ」であるとし、次の事項について特に注意を促していた。<sup>(9)</sup>

イ、本行が救済の目的で特別の措置を講ずるのは、原則として、単に当該業者だけの問題ではなく、経済界一般に及ぼすべき影響から判断してその措置が必要と認められる時に限るべきである。

ロ、ある種の商品取引が窮境に陥り金融上の救済を必要とする場合でも、本行が直接その当事者を相手に行動するのは本筋ではない。事情を聴取し相談にあずかるのは差し支えないが、融資は順序正しく行い責任の所在を明らかにする必要がある。当事者はその取引銀行に融通を求め、その銀行が自己の責任で救済の見込みを立て、資力不足のため本行に融通を求めてきた時にはじめてこれを考慮し、その必要を認めた場合に限り取引銀行に対し相当の援助を与えるようすべきである。

ハ、金融機関が窮境に陥り、規定の担保品により本行に融通を求めてきた場合は、平時と異なり融通金額について寛大に取り扱い、なおその上必要ある時は規定外の担保品により融通するなどの方法を講ずることにする。全く救済を目的とする特別の措置を必要とする時は、一般企業の場合と同一に律することはできないけれども、なるべく同地域の金融機関や特別の関係を持つ有力銀行等に救済整理の責任を取らせ、本行はその申し出により救済者に対し援助を与えるようにする。

ニ、救済のため臨時の処置をとる場合でも、本行自ら損失の危険を負担することは避けるべきである。頻発するいろいろな救済問題についていちいち損失の危険を負担することは、とうてい本行の堪えうるところではないだけでなく、発

券銀行である本行としては、損失が予想されるような資金供給のため兌換銀行券を発行することは最も慎まねばならないからである。

この通達によれば、本行は個々の銀行や企業の窮状を救済するというのではなく、あくまでも経済・金融全般の動揺・崩壊防止という観点から特別融通を行うという方針であったことが知られよう。もちろん、個々の案件に対処しながらそうした方針を貫徹していくことは実際にはむずかしかったであろうが、経済界が反動期に入ったことを十分に理解し、その力に応じ分に従って整理を断行することが最も肝要であるという認識が特別融通の前提となっていた点は見落とせない。継続すべからざる事業を無理に継続させ、持ちこたえることのできない商品を強いて持ちこたえさせる意図はなかった。「比喩」的にいえば「瀕死の病人に對しては先づ注射して後に療治をする」というのが、本行特別融通の基本方針であった。深井理事は、このような「本行の処置を救済と称する適當なるや否や場合により自分には疑なき能はず」と当時述べているが、問題は整理を断行させようとするこの基本方針の趣旨が個別の案件の具体的処理に際して十分に生かされたかどうかという点にあり、後年深井は當時を顧みて、「要するに特別施為の必要なりしことは疑なく、問題は其の程度及び対象の如何にあった」と述懐している。<sup>(13)</sup>

### 特別融通額

大正9年の反動時における本行の特別融通は二つに大別することができる。一つは、一般的な金融逼迫の緩和をねらいとしたものであり、もう一つは、株式取引所および主要産業に対する援助を通じて市場の安定をはかろうとしたものである。

すなわち、本行は当面の著しい金融逼迫を緩和し、適度に金融を疎通させることが最も急務であると考え、主要市中銀行と懇談して資金融通上の配慮を促すとともに、次の措置を講じた。①為替銀行に対しコール・マネー返済資金を供給する一方、為替資金を融通した。②取付けを受けた銀行に対しては必ずしも常軌の方法によらず支払準備資金を供給した。③一時窮境に陥った銀行で立直りの見込みがあるものについては救済資金を融通した。④本行取引先である商社、または

特殊事情を有する商社には直接に融通した。しかし、激甚な反動に際しては以上のような方法のみでは不十分であると考え、株式市場をはじめ生糸・綿糸・砂糖・羊毛・織物・銅・鉄等主要商品の関連業者に対しても、関係市中銀行を通じて特別融通を行った。

このようにして本行が与えた特別融通承認額は合計3億8529万円に達し、実際融通額は2億4241万円（承認額の62.9%）に上った（表1-1）。融通資金の使途別では、銀行支払準備資金が最も多く、株式市場救済資金がこれに次ぎ、両者で融通承認額の49.1%、実際融通額の64.3%を占めた。融通資金の84.6%は9年末までに返済され、翌10年4月末には銀行支払準備資金の一部を除きすべて回収された。

本行の実施した特別融通のうち主なものは以下のとおりである。<sup>(14)</sup>

表1-1 大正9年反動時の本行特別融通状況

(単位：千円)

融通資金	融通承認額	実際融通額	残高	
			9年6月末	9年12月末
貿易資金	35,000( 9.1)	21,300( 8.8)	12,300	0
銀行支払準備資金	108,143( 28.1)	85,326( 35.2)	34,980	22,491
臨時事業資金	5,000( 1.3)	5,000( 2.1)	5,000	0
商社救済資金	10,960( 2.8)	10,960( 4.5)	10,830	8,000
株式市場救済資金	81,000( 21.0)	70,622( 29.1)	20,957	0
綿糸資金	41,348( 10.7)	22,084( 9.1)	9,046	0
羊毛資金	26,360( 6.8)	3,580( 1.5)	3,580	0
製糸資金	16,561( 4.3)	4,993( 2.1)	3,763	880
臨時蚕業資金	10,000( 2.6)	6,000( 2.5)	—	6,000
機業資金	2,000( 0.5)	120( 0.0)	120	0
砂糖資金	31,980( 8.3)	10,885( 4.5)	6,760	0
銅資金	8,400( 2.2)	1,539( 0.6)	1,539	0
銑鉄資金	8,540( 2.2)	0( —)	0	0
合計	385,292(100.0)	242,409(100.0)	108,875	37,371

(注) かっこ内は構成比(%)。

(出所) 日本銀行保有資料。

### 銀行支払準備資金の融通

大正9年中に本行が取引先および取引先外の銀行に対し支払準備資金を供給す

るため実施した融資のうち、特別融通とみなすことのできるものは承認ベースで当該銀行所要分7318万円、他行救済分3496万円、合計1億814万円に上り、実際融通額はそれぞれ5769万円、<sup>(15)</sup> 2764万円、計8533万円であった。適用金利は日歩2銭7厘のものが多かった。

表1-2は支払準備資金特別融通の内訳であるが、これによると融資対象銀行は34行（うち非取引先6行）で、このほかこれらの銀行を経由して本行から資金の供給を受けた銀行が12行あった。取扱店別に見ると本店が圧倒的に多く、その特別融通承認額は全店承認額総計の64.8%を占め、実際融通額も全体の73.9%に達した。大阪支店がこれに次ぎ、その承認額は全体の29.6%、実際融通額は同23.3%に相当した。この両店で全体の95~97%を占めたことになる。

取引先外の銀行については、当該銀行の営業状態が確実で相当の担保を提供できる時は、事情やむをえない場合に限りその所有国債の売戻条件付買入れか、有価証券担保の直接貸出により特別融通を行ったが、この二つの方法による実際融通額は263万円（支払準備資金融通額全体の3.1%）にとどまった。通常は、当該非取引先銀行と特別の関係を有する本行取引先銀行をして資金供給の任に当たらせ、同銀行からあらかじめ救済の方法・順序・見込みについて意見を徴し、またその責任で救済を行う覚悟のあることを確認したうえで、本行は1年以内に回収できるかどうかを基準にして救済問題を考え、いかなる場合でも特別融通を媒介する銀行の実力と信用に重きを置いて特別融通実施の可否を決定した。

### 株式市場救済資金の融通

9年4月7日の株価再崩落直後の同月9日に3株式取引所理事長から出された救済要請について、本行は次のように考えた。すなわち、4月末の受渡しまでまだ3週間あり、受渡資金所要額が予想しがたいだけでなく、この3週間に市場の形勢はどう変わるか分からないので、あらかじめ資金融通を約束するようなことは本行の立場上できない。また、大正5年の事例はドイツの講和提議による一時的衝撃によるものであったが、今回の株価崩落は財界が反動期に入った兆候と見るべきものであって、容易な立直りは期待できない。金融市場の状態も5年当時

第5章 戦後経済の動搖と金解禁への模索

表1-2 銀行支払準備資金特別融通状況

(単位:千円)

取扱店	融通先	承認限度額	実際融通額	残高		備考
				9年6月末	9年12月末	
本店	七十四	12,280	12,280	10,274	7,768	ほかに成規担保貸付 4,840 300は富士銀行救済資金 { 400は瀬谷銀行、1,000は戸塚銀行救済資金、 { ほかに普通貸出 3,622 横木伊藤・関西貯蓄・太田原各銀行の救済資金 2,589は村井貯蓄銀行救済資金 若尾銀行救済資金 東京貯蓄銀行救済資金 売戻条件付国債買入れ、売戻不能 " " " " " " " " " "
	八十一	2,100	2,100	0	0	
	川崎	10,430	10,430	0	0	
	足利	660	560	0	0	
	伊勢崎	350	350	0	0	
	*駿河	870	870	748	0	
	左右田	1,530	1,530	1,360	1,000	
	若尾	2,295	2,295	2,295	1,505	
	上州	1,000	1,000	0	0	
	福岡東支	760	760	0	0	
	東京渡辺	500	500	335	0	
	安田	5,000	0	0	0	
	*神田	2,150	1,500	400	250	
	村井	2,739	2,739	150	2,369	
	小池	3,000	1,700	—	1,700	
	第二	4,396	4,396	—	0	
	第一百	16,062	16,062	—	0	
	小計	66,122	59,072	15,562	14,592	
*安中		82	82	82	0	売戻条件付国債買入れ、売戻不能 " " " " " " " " " "
	*碓氷産業	44	44	44	0	
	有信	486	486	335	0	
	*上毛貯蓄	126	126	126	0	
	*上野原	12	12	4	0	
	村井	3,201	3,201	—	3,201	
大阪	小計	3,951	3,951	591	3,201	ほかに担保付貸付 5,180、手形割引 4,681 1,980は第一合同銀行救済資金 6月末残高は近江銀行経由分の移管分
	合計	70,073	63,023	16,153	17,793	
門司	増田ビル	9,695	9,695	9,370	3,520	ほかに担保付貸付 5,180、手形割引 4,681 1,980は第一合同銀行救済資金 6月末残高は近江銀行経由分の移管分
	近江	11,980	9,880	7,900	0	
	第一合同	340	340	1,050	0	
名古屋	藤田	10,000	0	—	—	ほかに担保付貸付 5,180、手形割引 4,681 1,980は第一合同銀行救済資金 6月末残高は近江銀行経由分の移管分
	合計	32,015	19,915	18,320	3,520	
福島	福岡	1,000	0	—	—	遠賀銀行救済資金 豊後銀行救済資金
	二十三・大分	700	678	—	678	
金沢	安倍	60	60	0	—	ほかに普通貸出 95
	会津	105	105	105	0	
	東北実業	300	225	225	0	
金沢	本宮	40	29	27	0	ほかに普通貸出 95
	中越	1,350	541	0	—	
	加州	2,500	750	150	500	
総計		108,143	85,326	34,980	22,491	

(注) 「融通先」の\*印は非取引先を示す。

(出所) 日本銀行保有資料。

とは異なり一般的に資金が不足しているので、本行が融通の道を開いても直ちに市中銀行の資金供給を期待することはむづかしい。しかし、株式市場を長く立会停止の状態に置くことは一般財界に少なからざる悪影響を及ぼすので、中央銀行としては、なんらかの方法により、著しい支障もなく、また弊害を他日に残さないで市場救済の目的を達成できるのであれば、援助を与えることをいとわない、と考えたのであった。

そこで本行は、各仲買人がその取引銀行に融通を求め、その結果、同銀行が本行に対し借入れを求めてきた場合には融通の便を図るという方針を決定したことは前述したが、①仲買人と取引銀行間の貸借方法は取引銀行が全責任を負うことで本行は干渉しない、②受渡しを受けた株式は担保品として各取引銀行に提出させ、それを本行の担保として受け入れる、③融通期間は2ヶ月とする、④この融通は貸出標準外とし相当の高率を適用する、ことにした。

東京・大阪・名古屋の3株式市場に対する救済資金融通状況は表1-3のとおりである。東京では本行→シンジケート銀行16行（代表日本興業銀行）→株式取引所→帝国商業・東京渡辺・小池・神田4銀行→仲買人シンジケート→仲買人、大阪では本行→シンジケート銀行12行（幹事百三十銀行・大阪野村銀行）→株式取引所（解合資金の場合）または仲買人シンジケート（受渡資金の場合）→仲買人、名古屋では本行→愛知・名古屋・明治3銀行→仲買人シンジケート→仲買人という経路を通じて融資が行われた。

表 1-3 株式市場救済資金融通状況

(単位：金額は千円)

株式市場	融通承認限度	実際融通額	融通開始日	金利(日歩)	回収完了日
東京	50,000	40,000	4月30日	2銭7厘	8月30日
大阪	28,000	28,000	〃	〃	〃
名古屋	3,000	2,622	5月3日	〃	6月30日
計	81,000	70,622			

(出所) 日本銀行保有資料。

### 綿業資金の融通

第1次大戦後の熱狂的好況期における綿糸の思惑取引の狂態には想像を絶する

ものがあったので、大正9年の反動来とともに綿業界が極度の混乱状態に陥り、ついに救済を本行に求める以外に方法がなくなったのは当然であった。綿糸救済問題に対して本行は、輸出可能な綿糸についてのみ輸出資金として融通することを認め、内地向けに関してはできるだけ救済資金の供与を回避するという方針を探った。生産・消費の実勢をまったく無視し、長いものでは1年半という法外な期間にもわたった当時の乱脈な取引状況では、たとえ期近物について解合等をしても一時しのぎにとどまり、一番の問題であった高値約定の先物を解決することにはならなかつたし、これらのすべてについて市中銀行が融通を与えることになると、銀行は非常に過大な負担を負わされることになるからであった。

上記の基本方針に基づいて本行は、9年5月26日、横浜正金・台湾・朝鮮・三井・三菱・住友の各為替銀行を本店に招いて協議し、為替銀行団が大阪の綿糸布問屋や同輸出業者から成る輸出組合に対して輸出前貸を行い、銀行団が資金を必要とする場合は本行が融資することにした。為替銀行団は輸出組合に3500万円まで融通することを決定し、6月14日、本行に対し正式に融資を依頼した。本行はこれを承諾し、同月17日から貸出を開始した（実際融通額2011万円、金利年8.5%、12月24日に回収）。一方、輸出組合の引き取った綿糸布のうち内地向けのものの決済資金については、住友・三十四・浪速・山口・近江・加島・鴻池の大陝シングレート銀行団から特別の申し出があった場合には、同銀行団に対し相当寛大な取扱いをするよう考慮することにした（実際融通額135万円、金利日歩2銭7厘、6月26日貸出、9月10日回収）。

東京においても、大阪側の例にならい、東京綿糸組合に対し為替銀行団が融資することになり、7月1日、本行に対する正式申入れがなされた。同月9日、本行は500万円まで融通を認めることにし、8月18日から貸出を開始した（実際融通額63万円、金利年8.5%、10月11日に回収）。

### 貿易資金の融通

為替銀行のコール取入高は時により多少の増減はあったが、おおむね2億円内外で推移し、市場引締まりの大きな要因となっていた。大正9年反動時の金融逼

迫を緩和する一策として、為替銀行にコール・マネー返済資金を供給したのはそのためであったが、この措置につき当時本行の一部に、「英國の実例に徴するも、金融逼迫の際ビルブローカーが英蘭銀行より資金を得て『コール』の回収に応ずることは常時行はるる処にして、之に倣ふは即ち金融界の秩序を紊乱せずして救済の実を挙ぐるものと信ずる」という考え方のあったことは注目されよう。<sup>(16)</sup>

先に掲げた表 1-1 の貿易資金特別融通承認額3500万円は、4月16日(2000万円)と22日(1500万円)に、台灣銀行に対して認めた輸入手形を担保とする輸出手形買取り資金の融通(金利日歩 2 錢 7 厘)である。台灣銀行にはそのほかに成規の担保品である有価証券を担保とする融通を2775万円行った。なお、同行は2186万円に上るコール・マネーを返済した。

横浜正金銀行に対しては、9年3月以降、外国為替貸付金ならびに国債・国内手形・社債等を担保とする手形割引による資金供給を増大するとともに、4月28日、海外から回送中の外国為替手形を外国為替貸付金の代用引当品として認めるなど、為替資金の供給に手心を加えた。同行に対する外国為替貸付金残高は4月～5月の間に3975万円増え、割引手形残高は3月～6月の間に4086万円増加した。

### 臨時事業資金の融通

大正 9 年の財界動搖に伴い工業金融も極度に逼迫し、政府または日本興業銀行に対し救済を求める運動が盛んに行われた。日本興業銀行は基礎確実な企業に対しては相当の援助を与えようとしたが、興業債券を容易に発行できる環境ではなかったので、債券発行つなぎ資金の供給を本行に要請した。6月23日、本行は日本興業銀行の手元逼迫を考慮してその要請を認め、同月28日に 500 万 円 の 貸 出(金利日歩 2 錢 5 厘)を行った。

しかし本行は、「財界反動に際し一般的に事業資金の供給に當らんとするが如きは、到底同行の従来の方法のみによりて能くする処にあらざるべし、故に此際は先づ一般銀行をして各自其関係ある向に対し自己の責任を以て事業資金の供給をなさしめ、之に要する資金を興業銀行より一般銀行に供給するを以て最も此の時代に適合したる処置なるべく、更に興業銀行に対する資金供給に就ては、日本

銀行は発券銀行なるが故に、上記の如き事業資金の供給は非常特別の場合は兎も角、他に手段の存するあらば之を避くること妥当なりと考ふるを以て、寧ろ此際は政府に於て前記資金の供給に當る」のが「最も機宜に適したる措置」であると考え、今後①預金部資金を供給する、②その額は約5000万円とし、日本興業銀行には内示するが公表しない、③預金部資金の供給は期間1年の短期興業債券の引受けによって行う、④事業資金の貸出は東京と大阪のシンジケート銀行に自己の責任で取り扱わせる、ことを政府に上申した。<sup>(17)</sup>

政府は本行の上申を妥当と認め、預金部資金をもって事業資金を供給することを決定したので、9年6月27日、本行は東京・大阪・名古屋のシンジケート銀行代表者を招致し、政府の措置が効果を挙げるよう協議を行った。政府(預金部)による短期興業債券の引受けは、7月10日に第1回1000万円が行われ、翌10年3月まで前後4回・4000万円の資金が供給されたが、政府の興業債券引受け資金の不足を補うため、本行は8月10日、12月20日、10年3月16日の3回にわたり預金部保有の国債(各回1000万円ずつ)を売戻条件付で買い取った。ちなみに、日本興業銀行を通ずる臨時事業資金貸出額は合計46口・4780万円に上った。

なお上記のように本行は、事業資金の供給については預金部資金を使用するよう政府に上申したが、大正9年の恐慌に対処して本行が自ら実施した広範にわたる特別融通についてはこれに伴う損失につき政府補償を求めるということはなかった。この点は後述の大正12年や昭和2年の特別融通の事例と異なっている。

### 本行の施策に対する批判

大正9年の反動に際し救済問題が発生するごとに本行の施策は世評の的となつた。いろいろと見られた批判のうち財界救済に関する本行の基本方針に対するもの<sup>(18)</sup>を掲げれば、以下のとおりであった。

イ、日本銀行が区々に救済を試みるのは「百害あつて一利なし、寧ろ病根の潜む所に斧鉄を下して之を排除するに努むる外自然の回復を待つを良策とする。ロ、当事者でない他の銀行を経由する特別融通という方法に重きを置いたため、救済の実行を遅延させた。財界の重大な危機に際しては「普通銀行の手を経る

が如き迂路を取らず、直接日本銀行より資金を給するも亦止むを得ざるべし」。ハ、「個々の訴願に聴き之に依りて個別的に手を下すの方法」は、知らず知らずの間に公平を失し、情実に流れるという弊害を免れないので、日本銀行は「公定歩合を引上げて市場利率以上の高位に置くの方策を探る」べきである。

ニ、「自ら助くる者を助くる方策」は正当な政策であるが、株式受渡資金を供給するようなことはかえって間接的に投機思惑を奨励する結果となる。為替資金や糖業救済資金などを多額に散布したが、このような方法を取ると物価が低落しないだけでなく反対に騰貴する傾向を生じ、投機思惑を扇動することになるのは当然の成行きである。

このような諸批判に対して、早くも9年5月10日、本行は大要次のような所見<sup>(19)</sup>をまとめた。

すなわち、放漫な貸出は中央銀行として常に最も避くべきところであることはいうまでもない。殊に財界動搖時には諸方面より救済の要望が集中し、知らず知らずの間に過度の貸出を行う弊に陥るおそれがあるので、一段と慎重な態度を持つことが肝要であるが、「余りに貸出を回避するに於ては徒に財界動搖の度を高め、其極遂には各部の組織を破壊して復た起つ能はざるが如き状態に陥らしむることあるべきを考慮」しなければならない。「殊に平素より最後の預金準備は之を中心銀行の紙幣発行に俟つべしとせらるる我国の金融界に在りては、銀行が流言蜚語の為めに預金の取付に遭遇するが如き場合、之が救済は一般に日本銀行の責務なりとせらるる処」である。

このような救済のため兌換銀行券の増発は免れないが、それは預金の急激な引出しにより銀行の支払準備に生じた不足を補うものにすぎないので、一般に前途を樂觀している場合における発行とは異なり、直ちに物価騰貴や投機扇動の弊害を伴うものではない。もっとも、貸出の方法と人気の動向には十分注意すべきであろう。一步その処置を誤れば、救済のための貸出資金が投機に転用される可能性のあることも否定できないので、本行は特別融通に際して、まず当事者が誠意をもって事態の解決に努めることを確認して、はじめて融通をするとか、平素の取引関係を通じ、本行取引先が責任を取りうる範囲で融資するとか、そういう方

法を取ったのである。

公定歩合を引き上げて救済資金の乱用を防止すべきであるという意見は一応うなづけるが、「金融梗塞人心恐怖に陥れる今日更に公定歩合の引上を行ふことは、上記の目的を達する効果よりも、他方徒らに人心の恐怖を増し財界の動搖を甚しからしむるの害寧ろ大なる」ものがある。既に本行は救済資金の乱用を防止するため十分な手立てを講じて融通を行っているうえ、特別融通には最低利子歩合より高い金利を課しているので、さらに公定歩合の引上げをなすのは害あって益なく、他日再び財界に投機熱の萌芽を認めるような時に譲るのが最も機宜に適した措置であると考える。

以上が本行の所見であったが、井上総裁が後に語っているように、大正9年の反動前にも一般的な救済融資を行ったことはあったが、「格段な経済上の機関を救済するとか、或は或経済上の一つの組織を救済するといふことは、しなかつた」のに対し、9年の反動に際しては「各別の組織」すなわち綿糸・生糸・羊毛・砂糖・銅・鉄などの産業部門をも救済しようという考えであったことは否定できない。<sup>(20)</sup> 深井理事も「以前にも救済的処置を為したことがありましたけれども、概して担保の手心を幾分寛大にするとか、保証責任者を設けて融通を与へるとか云ふに止まり、それも稀にあるだけのことでした」が、「大正九年以来は日本銀行に救済を求めるのが当り前のこのやうに考へられ、之を求めて恥とせず、救済の手段も段々深入して、日本銀行の犠牲に於て財界の困難を解決せんとするやうな風潮を生じました」と述懐している。<sup>(21)</sup> 9年反動時の特別融通がいわゆる「日本銀行の救済機関化」の発端となったことは見逃せない。

なお後述のように、本行はこの大正9年の反動時を最初として昭和2年の金融恐慌時まで大規模な特別融通を何度も実施するが、大正9年の場合に個別の産業をほぼ軒並みにグループ別に救済しようとしたことは、その後の特別融通の事例との対比では、いわば商品恐慌の段階に対応する措置であったといえよう。

(1) 前掲「本邦財界動搖史」599ページ。

(2) 日本銀行保有資料『支店長会議書類』(大正6年春季～大正12年秋季)。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。

## 1. 大正9年の大反動と特別融通

- (3) 前掲「本邦財界動搖史」600ページ。
- (4) 前掲『支店長會議書類』(大正6年春季～大正12年秋季)。
- (5) 日本銀行保有資料『財界動搖』大正9年。
- (6) 前掲「本邦財界動搖史」600～601ページ。
- (7) 前掲『支店長會議書類』(大正6年春季～大正12年秋季)。
- (8) 前掲「本邦財界動搖史」602ページ。
- (9) 日本銀行保有資料。
- (10) この担保品という言葉は広義の用法に基づくもので、具体的には貸付の抵当品と割引の保証品を指す。したがって明治23年から30年まで実施されていた担保品付手形割引制度における担保品とはもちろん異なる。
- (11) 大正9年11月の本支店事務協議会における井上総裁の演説(前掲『支店長會議書類』大正6年春季～大正12年秋季、所収)。
- (12) 上掲『支店長會議書類』(大正6年春季～大正12年秋季)。
- (13) 深井英五『回顧七十年』岩波書店、昭和16年、199ページ。
- (14) 詳細は前掲「本邦財界動搖史」549～591ページ、597～598ページおよび602～620ページを参照。
- (15) 同上、608ページに掲げられている金額と若干異なるが、その理由は明らかでない。
- (16) 「財界ノ救済ニ就テ」大正9年5月10日稿(前掲『財界動搖』所収)。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (17) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (18) 前掲「本邦財界動搖史」621ページ。
- (19) 前掲「財界ノ救済ニ就テ」。
- (20) 井上準之助「戦後に於ける我国の経済及び金融」(井上準之助論叢編纂会編『井上準之助論叢』第1巻、昭和10年、所収)74～75ページ。
- (21) 深井英五『通貨問題としての金解禁』日本評論社、昭和4年、118～119ページ。

### (3) 大正11年の銀行動搖と特別融通

#### 10年下期の中間景気

大正9年(1920年)反動後の景気沈滯を背景とする貸出の減少と預金の増勢回復から、市中銀行の資金繰りは次第に緩和し、金融は緩慢化してきた。貸出金利の下げ足は鈍かったもののコール・レートの低下は著しく、反動時には日歩3銭

4、5厘を唱えた翌日物コールも、更年後は日歩4厘を下回ろうとするほどの低落ぶりを示すに至った。兌換銀行券発行高も収縮し、久しく続いた制限外発行が年末を除いて消滅しただけでなく、大正10年に入つてからは保証発行も姿を消した。9年4月末には8億円を上回っていた本行対民間貸出は急速に縮小して10年4月末には1億円を割った一方、本行に対する一般預金の月中平均残高は1億円をはるかに超えるようになった。

このような金融の緩慢にもかかわらず市中銀行は引き続き警戒態度を持した。大反動は一応鎮静したとはいえ、ややもすれば「風声鶴唳に驚き小波瀾を起すの<sup>(1)</sup>風」があったからである。市中銀行はコール、スタンプ手形（本行承認為替銀行売出手形）、紡績手形など短期・確実な放資対象を求めていた。しかし、短期の放資対象が乏しかったため遊資の累増と運用難を免かれず、おのずから確実な長期の放資対象に向かわざるをえなかった。このように市中銀行の余資運用難は有価証券投資の盛行を誘致し、いわゆる「銀行資金の証券化」をもたらしたが、同時に貸出警戒態度も次第に緩められ、やがて「中間景気」を招来することになった<sup>(2)</sup>。

以上のような金融の緩慢化は基本的には景気の沈滞に基づくものであるが、この間わが国への正貨の流入が相次いだことも重要な緩和要因として見逃すことができない。すなわち、当時の国際収支の動向をみると、貿易収支は大正9年8月から10月までの3か月間だけ一時輸出超過となったものの、11月以降再び連月輸入超過に転じたが、他方貿易外経常収支は第1次大戦中以来の黒字基調がなお持続していた（年次ベースでの計数しか利用できないが、貿易外経常収支の黒字額は大正8年の4億4000万円から大正9年の3億5000万円、大正10年の1億9000万円へと漸減傾向をたどりながらもなおかなりの規模を維持しており、この結果大正9年の経常収支は比較的小幅の赤字にとどまつたと推計されている<sup>(4)</sup>）。このような状況のもとで為替銀行により在外資金の回送が行われたことを主因に本邦への正貨の流入が続いた。その大部分は本行が買い入れたので、本行所有の国内正貨は10年4月末までの1年間に4億6903万円（69.2%）も増加し（この間外国為替貸付金は2億7619万円減少）、金融緩和要因として働いた。

前記のように兌換銀行券発行高は次第に収縮し、月中平均発行残高でみると9年春の12億円台から10年春には10億円台へと減少したが、その収縮の度合いは反動後の物価低落ならびに取引量の縮小と対比すればはるかに小さかった（例えば10年3月の兌換銀行券平均発行残高は前年比15.2%減であったのに対し、同月の卸売物価は前年比40.5%の低下、小売物価は同26.1%の低下）。このような兌換銀行券の動向ならびに本行に対する1億円以上の一般預金の滞留などを併せ考慮すると、通貨の供給は過多であるとの見方が生じ、何かのきっかけで経済界のムードに変化が生ずれば、「通貨的供給は潤沢だし、金利は安いし、材料は具備してゐるから、投機は直に燃焼するに相違ない」と警戒視する論評も見受けられた。<sup>(5)</sup>

このような通貨量の問題については本行も意識しており、10年4月11日の全国手形交換所連合会懇親会における演説で井上準之助本行総裁は、「貸出の減少したる今日に於て尚十億円の発行高を有する所以は過去数年間に於て輸出貿易の旺盛なりし結果正貨の流入するに従て之れに対して発行したるものにして、目下は準備正貨以外に相当巨額の正貨を保有する有様なるを以て其の収縮を図ることは頗る困難なり、……此通貨収縮の不能は物価下落の程度及不景気の程度如何を見るに当り大に考慮に加ふべきものと信ずる」と述べ、前年来物価は大幅に低落したもの、欧米諸国もまたインフレーションの収束により物価は一段と低下しているので（例えば大正3年7月を100とする物価指数は第1次大戦終了時には東京225、ロンドン242、ニューヨーク220であったのが、10年5月には東京201、ロンドン191、ニューヨーク125）、今後わが国の景気が本格的に回復するためには、物価のいっそうの低落、生産コストの引下げによりわが国経済の対外競争力を回復させ、輸出の増加を図る以外に良策はない、と語っている。<sup>(6)</sup>

以上のような内外金融経済情勢のなかで、前年来の生産制限・思惑輸入の途絶・投売り処分等により、反動に伴って生じた巨額の滞貨も10年上期には著しく減少し、わが国物価はいち早く下げ止まり同年4月を底にして徐々ながら騰勢に転じた。そのうえ、イギリス・アメリカの公定歩合引下げと銀塊相場の反発による輸出回復期待や、6月決算期を無事に乗り越えた安心感、あるいは米穀法（大正10年4月4日公布施行）に基づく政府の米買上げなど四囲の状況には、不況も

ようやく底入れしたと世人に誤信させるものがあった。<sup>(7)</sup>このため仮需要が台頭し、10年7月ごろから紡績株を中心とする株価の高騰や綿糸・米穀市場の活況を見るに至り、8、9月ごろにはその投機的様相は明白になった。

もっとも、10年上期中の輸出額も輸入額も前年同期の半分に落ち込んでいた。経済活動はなお沈滞の域を脱していなかったといえよう。株式・商品定期市場の盛況は本格的な景気回復の動きとは無縁のものであった。10年7月の「日本銀行調査月報」は、「財界真の恢復と目す可らざるは勿論にして、既に一年有半に亘りて抑へられし市人の投機心が遂に抑へ切れずして勃發したるが為に生じたる一時的中間景気に過ぎずと云はざる可らず」と述べている。<sup>(8)</sup>

この中間景気の示現は、前に述べたように市中銀行の融資態度と無関係ではなかった。上記の「調査月報」は、「遊資消化難の結果貸出焦慮の傾向を生じ、漸次放漫なる貸出を為すに至り、一部には株式其他定期取引に多額の貸出を敢行し、殊に低利なるコール資金を株式商品市場の投機に供し、以て思惑取引を助長せしめた」と記している。<sup>(9)</sup>大正10年9月上旬、本行が投機抑制ことに株式資金の融通について警告を発したのは当然であろう。

10年夏から秋にかけての中間景気は、綿糸・期米等主として定期市場の特定商品に対する思惑をあおった結果に過ぎず、<sup>(10)</sup>その範囲も規模も大正8年の熱狂的好況時とは比べものにならなかった。しかし、綿糸・生糸・米など重要商品の相場高騰から、卸・小売物価とも上昇傾向をたどったことは見逃せない（卸売物価は4月から10月までに15%上昇、小売物価は2月から11月までに10%上昇）。すなわち、当時の「日本銀行調査月報」が指摘しているように、生活必需品の騰貴は「国民生活上歛ながらざる脅威を感じしむるものあるのみならず、延て労働争議の紛糾を来たさんとする形勢をも示し、世上物価問題に対する論議復た多きを加ふるに至つ」たし、また欧米諸国の物価がなお軟調に推移するなかでわが国経済の対外競争力が一段と弱化したからである。物価調節策の一環として、10年9月ごろから金輸出解禁論が提唱されるに至ったことは注目されよう。

## 中間景気の消滅

中間景気の示現とともに金融は繁忙化した。市中銀行の預金はややもすれば減少に傾いた反面、資金需要の増大につれて貸出は再び増加し、大正9年反動時のピークをも上回る勢いとなった。市中貸出金利は10年8月ごろを最低として上昇に転じ、コール・レートは9月末には翌日物日歩2銭8厘と、近年まれに見る高率を示した。本行に対する一般預金の著減、8、9両月末における金融市場の引締まり、コール・レートの奔騰、本行貸出の激増は明らかに市中銀行の手元逼迫を物語っていた。

このような金融の引締まりは、中間景気に伴う預貸率の悪化もさることながら、銀行資金の証券化と貸出の固定化によるところが大きかった。また、引き続く輸入超過のため10月ごろから輸入資金需要が増えたことも見過ごすことができない。輸出期に当たる10年下期も、わが国物価の国際的割高に基因する輸出の減退を主因として入超に終わった。さらに、一部の特殊銀行が金利にかまわずコールをあさったので金融はいっそう引き締まった。横浜正金銀行は輸入代金の受入れによって資金繰りに余裕があり、コール資金の出し手となっていたほどであったが、台湾銀行・朝鮮銀行等はコールを取り焦っていた。<sup>(12)</sup> 9年大反動に伴う債権の焦付きにより資金繰りが悪化したためである。台湾銀行と鈴木商店との密接な関係はよく知られているところであり、同行がコール取入れによって資金繰りを取り繕っていたことは、当時の本行理事深井英五が指摘しているとおりであった。

金融の引締まりとそれに伴う市中銀行の貸出警戒態度の強まりによって投機思筋は行き詰まりにほう着した。株式市場は10年9月上旬の本行の警告を契機として諸株いっせいに崩落し、取引量は半減するに至った。商品市場も10月以降再び沈滞に向かった。しかし金融引締まりの傾向は改まらず、兌換銀行券発行高は著しく増大して年初来絶えてなかった保証発行を見るに至り、本行一般貸出（10年11月末残高1億9739万円）も前年末をかなり（24.4%）上回った。このため、財界の前途多難の認識はようやく世間にも徹底するようになり、市況は再び沈滞状態に戻り一般に警戒気分が濃厚になった。<sup>(13)</sup>

このようにして大正10年下期の中間景気は消滅したが、井上総裁は11年初に次

のように述べている。中間景気に伴う金融の緊縮につれて「突飛なる金利の出現を見しは財界の整理未だ完からず、金融界未だ安定せざるの一証」である。しかも、中間景気によりわが国物価の国際的割高傾向は一層強められ大幅な輸入超過を來したが、この傾向が続く限り金融は輸入資金の調達、在外正貨払下げのために相当引き締まるようになることは必至であり、「今後金融緊縮し、金利騰貴する」とすれば財界の整理未だ完からざる今日に於ては金融業者の最も注意を要する時期なりと考ふる」。現在は第1次大戦中に膨張した財界の根本的整理を行うべき時代であって、今日における最大の急務は、「大に節約勤勉の精神を鼓吹して戦時中に釀成せられたる悪習を改むる」ことであると信ずると。<sup>(14)</sup>

木村清四郎本行副総裁も刻下の急務は「戦後の跡始末」であると語っている。すなわち、わが国の物価はピーク時から見れば相当前がってはいるけれども、アメリカやイギリスに比べるとまだ高く、その結果輸出が不振に陥り他方輸入が減らないならば、輸入超過を決済するため、多年の努力の結晶である正貨を漸次手放すほかないが、「輸入資金の調達に依つて金融市場が漸次緊縮すると云ふことになるならば、我財界は其れ丈けの重味を感じる訳で、茲に眞の不景気が起るべきは自然の理数」である。今日は後始末の時代である。社会の各方面に一大整理を断行し、局面の展開を図らなければならない時期である。「目下の財界の根本的病弊は人心弛緩し百般の事皆放漫に流れて居ることであり、物価の比較的高きに過ぐる点であらう」というのであった。<sup>(15)</sup>

本行正副総裁とも物価の国際的割高を重視していたことは明らかである。それは第1次大戦中に膨張したわが国経済の整理が十分に進んでいないことを示す指標であった。木村副総裁が指摘していたように、「戦時中に釀成せられたる悪弊は今日依然として残存し、世間一般に放漫の氣風は容易に革らず、浪費の惡習は津津浦々に至る迄浸潤し」ていたことにかんがみれば、「今日の急務は国民が現在の時代が如何なる時期であるかと云ふことを自覚し、事業の整理、消費の節約を図ると同時に、労資協調して勤勉の精神を發揮し、以て一日も速に財界の跡始末を着けると云ふことに歸」したといえよう。しかし、これまでの救済融資や財政の膨張が企業の整理や合理化を遅延させ、国際的競争力を失わせていた面があっ

たことも否めない。

以上のように、大正 10 年に生じた中間景気は、わが国物価の国際的割高傾向をいっそう強めることになり、第 1 次大戦終了後のわが国経済にとり最大の課題であり、かつ大正 9 年の反動時以降実際に進められつつあった、いわゆる財界の整理はこれによって一時その進行を抑えられ、さらには逆行現象すらうかがわれた。投機・思惑を中心とするこのような中間景気の発生にはいろいろな要因が絡んでいたが、金融の緩慢化、市中銀行の融資態度の変化がその重要な背景になっていたことは既述のとおりである。

中間景気の発生以前の段階で本行は過大な通貨量、金融の緩慢化につき警戒的見方を示すとともに、かかる現象が正貨の流入に基づくところが大きいためになかなかコントロールしがたいことを指摘しているが、上記のように中間景気の発生がわが国経済の進路に及ぼした悪影響を考慮し、また大正 9 年の反動時に本行が、救済融資に際し公定歩合を引き上げるのは適当でないが、将来再び財界に投機熱のほう芽が認められるような場合には引上げを行うべきである、と考えていたことを想起すると、中間景気を招来させるに至った大正 10 年前半における金融政策運営は適切さを欠いたものであり、金融の緩慢化に対しもっと厳しい対処策を講ずべきではなかったかと考えられる。

### 石井定七の破綻

大正 11 年に入っても中間景気の消滅に伴う景気沈滞の傾向は改まらなかったが、同年 2 月末に投機界の有力仕手であった材木商石井定七商店が破綻を暴露し、財界は再び不安に包まれた。

石井定七は株式・期米・三品各定期市場でしばしば大思惑を試み注目されていたが、中間景気末期の大正 10 年 9 月以来の米穀投機により 3700 万円に上る資金を固定してしまったうえ、11 年 2 月に鐘紡新株約 10 万株の買占めを行い、ついに資金繩りに窮して行き詰った。<sup>(17)</sup> このため株式市場は大混乱に陥り、北浜をはじめ京都・神戸の各取引所は立会停止を余儀なくされた。その波紋は米穀市場に及び期米・正米とも激落し、木材・肥料なども影響をまぬかれなかつたが、3 月 1 日

に石井商店の機関銀行であった高知商業銀行が臨時休業を発表したため、高知県下の銀行に預金取付けが頻発した。また、阪神地区30余りの本支店銀行も大なり小なり石井商店と関係を有し、同商店に対する各銀行の融資額は総計2800万円に上っていたことが金融機関の神経を刺激し、その融資警戒態度をますます強めた。<sup>(18)</sup> 金融はおのずと円滑を欠き、財界不安の気分を助長した。

石井商店の破綻を契機とする銀行取付け騒ぎは一部の地域にとどまったが、11年5月以降の各種工場における人員整理の進展、6月に成立した加藤友三郎内閣の緊縮方針発表、8月の19項目に及ぶ物価抑制施策の発表、官民各方面の消費節約運動、米価下落による農家の購買力減退、景気後退に伴う所得減等から経済界の緊縮気分は濃厚となった。このような情勢のもとで資金需要が漸減したうえ貿易収支が7月以降出超に転じたので、10、11月ごろには金融は緩和傾向を示すに至った。

しかし、本行は「金融の根本は依然として緩和せず」と判断していた。「眞の緩和は多額なる銀行固定貸の整理進捗し、財界より不安気分の駆除せられたる暁にあらざれば到底期し難」<sup>(19)</sup> いと考えていたからであったが、銀行の経営悪化は本行の想像を上回るものがあった。

### 11年下期の銀行動揺

大正11年10月19日に京都の日本商工銀行が臨時休業を発表したのに続いて、11月29日には、京阪方面に多数の支店を擁し、堂島取引所理事長を常務とする日本積善銀行（京都）も突然休業した。日本積善銀行は前年まで貯蓄銀行であった関係上預金口座数が5万を超えていたため、その破綻は著しく人心を動搖させ、同行の休業とともに京都市内および奈良県下の本支店銀行に取付けが生じた。この間、11月30日に熊本の九州銀行が休業を発表し、その飛報に京阪地区の取付け騒ぎはいっそう激化し、関西を震源地として中国・九州・北陸から東京方面にまで及ぶ銀行動揺を生ずることになった。その詳細は本行調査局の作成した『世界戦争終了後ニ於ケル本邦財界動揺史』<sup>(20)</sup> に記されているので、ここでは省略するが、11年12月11日の大阪銀行の休業は銀行に対する預金者の不安を一段と深め、さら

に同月14日の報徳銀行（東京）休業の報が人心を刺激したため、大阪・京都・神戸に激しい取付けが生じ、一時は物情すこぶる騒然たるものがあった。

このような情勢に対処するため、12月14日、市来乙彦蔵相・井上本行総裁・黒田英雄大蔵省銀行局長等は蔵相官邸において協議を行い、日本積善銀行のように、経営上の失態により破綻した銀行が自滅するのは致し方ないが、すでに銀行取付けが一種の風潮となり、各方面に波及するおそれが大きくなつたので、確実な担保を有する銀行については資金融通その他の方法によってあくまでも救済し、一刻も早く財界の動搖を防止するという方針を決定した。そして翌15日に大蔵省は、日本銀行はできるかぎりの援助を与えつつあり、同省もできるかぎりの処置を講ずるので、預金者も最も慎重な考慮を払い、一時に預金を引き出して取引銀行を窮地に陥らしめないように望む旨の声明を発表した。<sup>(21)</sup> 同じ15日、東西シンジケート銀行はそれぞれ本行本店および大阪支店に召集し、本行も加わって取付け対策を協議した結果、金融界安定のため相互に協力することを申し合せ、これに対し本行も極力援助に努力する旨その方針を表明した。

さらに12月18日にも大蔵省は、商業銀行の不動産担保貸付は資金の固定化を招くことになりやすいので、このような貸付を慎むよう常に警告してきたが、今日のような金融界の動搖時には、すでに固定化している資金の流動化を図るために臨機の措置を講ずる必要があると認め、本日、日本銀行総裁、日本勧業銀行総裁および日本興業銀行総裁を招致して協議を行つた、と発表した。<sup>(22)</sup> その4日後の22日、本行は特別融通に関する方針を各支店に通達した（後述）が、以上のような有力銀行の協調と本行の態度が世上に周知されるにつれて人心はようやく平静を取り戻し、京阪神地方の取付け騒ぎはほぼ12月中旬末までにはおさまった。

一方、九州地方においては、九州銀行の休業と相前後して京阪神地方の銀行動搖の報が伝わったため情勢はとみに悪化し、熊本県下の小銀行に取付けが発生した。本行の支援を背景に肥後銀行および第一・十五両銀行支店が救済団を組織し（後に十八銀行も参加）援助を与えたので、取付けは銀行動搖という事態にまで発展するに至らなかった。しかし、12月5日の京和銀行飯塚支店に対する取付けを契機として北九州一帯の小銀行は預金引出しをこうむり、さらに同月14日、九

州にも相当の地盤を有していた報徳銀行が前記のように休業したため、小倉・若松・八幡・直方・福岡・門司にも取付けが発生した。この方面の取付け騒ぎは18日には平穏に復したが、12月上旬の大分商業銀行の取付けに伴い不穏の兆しを示していた大分地方では、報徳銀行の休業により情勢は険悪の度を加え、大分銀行に取付けが起り、その影響は二十三銀行にも及んだ。本行は二十三銀行を通じて大分銀行の救済に努めたが、両行間の協調が崩れて12月21日に大分銀行が休業を余儀なくされたため、大分地方の金融界は混乱状態に陥り、一時は收拾の道がない状態になった。本行は二十三銀行を援助するとともに、同銀行を通じて小銀行にも必要な支援を与えたので、取付け騒動は23日をピークとして漸次鎮静に向かった。

他方、東京方面では、12月14日の報徳銀行休業と同時に、同行の分身であった報徳貯蓄銀行および同行と特に密接な関係を有していた下谷銀行も休業したほか、四谷銀行・国民銀行など小銀行の休業が相次いだが、取付け騒ぎは比較的小範囲にとどまり、1週間程度でおおむね平常に復した。そのほか金沢・岡山・姫路・広島・尾道・福山でも取付けが発生したが、銀行動揺はほとんど年内に終息した。

しかし、銀行動揺以来金融は逼迫し、銀行預金の偏在傾向がいっそう顕著になつたので、年末決済資金の需要期には資金の融通を本行に求めるものが増加した。12月30日には兌換銀行券発行高は15億9069万円という新記録を示し（前年同日15億5986万円）、制限外発行高も4億687万円に上り、本行対民間貸出（外国為替貸付金を含む）は5億8000万円に及んだ（前年同日3億9300万円）。年明け後も、銀行の多くが大勢引き緩みを予想しつつも、依然として警戒を続けたのは当然であったといえよう。<sup>(23)</sup>

### 本行の特別融通方針

大正11年下期の銀行動揺を本行は次のように見ていた。すなわち、大正9年春の大反動時における恐慌はまず産業界を襲い、金融機関はその余波を受けたのであるが、11年下期の動揺は反動期の財界動揺とやや趣を異にする。その発端にな

ったのは平素不謹慎・不堅実な経営をしていた銀行で、「二三金融業者の責任観念が薄弱なる結果、偶々其不始末を暴露し、終に累を同業者に及ぼし、茲に他の金融機関に対する預金者の信用をも毀損するに至りたるものにて、財界の根底に於ては毫も動搖を來したるものと認められず」というのである。確かに、銀行役員の投機あるいは関係事業への固定貸によって破綻した銀行が少なくなかった。したがって、銀行動搖の原因をもっぱら銀行の放漫經營に帰し、財界の基礎が悪化したためではないとするのが一般的な見解であった。もっとも、このような見方に対し、わが国における銀行と企業との密接な関係から見て、それは皮相な見解であるとする批判もないではないが、金融当局としてはかかる放漫經營に対し日ごろから厳しく指導すべきところであった。

いずれにせよ、11年下期の銀行動搖を自然のままに放置しておくと、動搖の範囲がいよいよ拡大し、ついには玉石混交して基礎の確実な銀行もともに災厄をこうむるおそれがあったことは否定できない。大正9年の財界動搖時に銀行に対して特別の援助を与えたのと同じように、本行が早くから応急措置を講じ、取付けを受けたものやそのおそれがあるものに対して臨機に特別の融通を与える一方、主要金融機関の意思疎通をはかったのは当然の成行きであった。前述したように本行は12月15日に東京と大阪においてシンジケート銀行の參集を求め、意見の交換を行い、協力して時局の安定に努力することを勧奨し、本行も支援を惜しまない旨を表明し、12月22日には、市中銀行に対する特別融通の具体的方針を次のように各支店長に通達した。

「刻下の如き金融機関に対する一般預金者の信用毀損せられたる時期に際し、警戒余りに嚴重に過ぐるときは、他の金融機関をして自衛上過度の警戒を誘致し、自然資金の梗塞を来たし、益々信用破壊の度を高むるの惧可有之に付 <sup>(24)</sup>き」、「此際人心の安定を得る迄當分の間」以下のように取り扱うことにする。

イ、再割引商業手形の取捨についても相当の手心を加え、厳正な意味では商業手形と称しがたいものも、その手形關係者の資産・信用が確実なものは、再割引依頼銀行の信用等をも考慮し、各支店長の裁量により商業手形として割引して差し支えない。

ロ、取引先銀行で取付けを受け、あるいはそのおそれがあるため支払準備資金を必要とし、本行に融通を求めてきた場合において、成規の担保品不足のため臨機の措置として成規外の有価証券を陰担保とし、一時特別融通を行わざるをえないような時には、取引先銀行の重役全部が本行に対し個人として連帯債務を負う場合は担保品につき相当寛大な考慮を加える。

ハ、取引先外の銀行が窮境に陥った場合に、取引先銀行がその救済を引き受け、本行に対し全責任をもって救済資金の融通を求めてきた時は、救済を引き受けた銀行の基礎が強固である場合には前項に準じて必要資金を融通する。

11年下期の銀行動搖時における支払準備資金の融通に関する上記方針は9年反動時の場合と大差ないが、適用金利については、普通貸出・特別融通とも9年反動時のように「厳重なる手加減」を加えないことにした点は異なっていた。9年春の財界動搖時には「財界各方面とも極度に膨脹し居りて、本行としては之を縮少に導くの必要を認め、又本行より融通する資金が無理なる事業維持の資金に振向けらるる懸念もありたるを以て之を防止する為め」高率適用の「手加減を厳にし」たが、「今回は之と趣を異にし、財界は既に縮少の道程にあり、只金融業者中不謹慎の営業を為し來りたるものあるが為め動搖を起したるものにして、本行より融通する資金の回収は必ずしも利率の高下によらざるべしと考へられ」たからであった。<sup>(27)</sup>

### 特別融通額

大正11年下期の銀行動搖に際し、本行が預金払戻資金または支払準備資金として直接・間接に融通した金額は、成規の貸出によるもの約1億3000万円、特別融通に属するもの約4100万円、合計1億7000万円余りに達した。このうち特別融通について見ると、本行がその承認を与えた銀行数は20行、承認限度額は6078万円に及び、実際融通額は4149万円であった（承認額の68.3%）が、そのほか実行には至らなかったものの特別の援助を承諾した先が10行あった。表1-4は実際に行った特別融通の内訳である。これによると、特別融通承認限度額・実際融通額とも大阪支店扱いが最も多く、本店扱いがこれに次ぎ、両店で8割強を占めた。

## 1. 大正9年の大反動と特別融通

表1-4 大正11年銀行動機時の本行特別融通の内訳

取扱店	融通先銀行(所在地)	承認限度額	最高融通額	融通開始日	返済完了日	備考
本店	井(東京) 村 東京渡辺( " ) 帝國商業( " ) 若尾( " ) 福岡・支店( " )	千円 11,840( 19.5 ) 400( 0.7 ) 130( 0.2 ) 600( 1.0 ) 2,350( 3.9 )	千円 11,840( 28.5 ) 400( 1.0 ) 130( 0.3 ) 600( 1.4 ) 2,350( 5.7 )	大正 11年12月14日 " 15日 " 27日 " 18日 " 15日	大正 12年1月18日 " 20日 " 10日 " 20日	金利日歩2銭7厘 " 株式担保、金利日歩2銭5厘 有価証券担保、金利日歩2銭6厘 有価証券担保、金利日歩2銭5厘、その他2銭7厘
	小計	15,320( 25.2 )	15,320( 36.9 )			
大阪	十五・支店(大阪) 藤田( " ) 土佐・支店( " ) 第六十五(神戸)	12,500( 20.6 ) 15,000( 24.7 ) 500( 0.8 ) 6,000( 9.9 )	7,500( 18.1 ) 5,830( 14.1 ) 430( 1.0 ) 4,900( 11.8 )	11年12月19日 " 15日 " 11日 " 18日	12年1月6日 " 31日 " 12日 11年12月30日	1000万円は金利日歩2銭7厘 金利日歩2銭7厘 成銀株式担保、金利日歩2銭7厘 金利日歩2銭7厘
	小計	34,000( 55.9 )	18,660( 45.0 )			
門司	大分(大分) 三( " ) 前( " ) 清( " ) 杵( " ) 600( 1.0 ) 150( 0.2 ) 900( 1.5 ) 500( 0.8 ) 200( 0.3 )	250( 0.4 ) 6,295( 10.4 ) 60( 0.1 ) 500( 0.8 ) 600( 1.0 ) 150( 0.2 ) 900( 2.2 ) 500( 1.2 ) 200( 0.5 )	250( 0.6 ) 4,435( 10.7 ) 60( 0.1 ) 330( 0.8 ) 500( 1.2 ) 150( 0.4 ) " 4月6日 " 11年12月15日 " 11年12月15日 " 27日 " 25日	11年12月18日 " 16日 " 22日 " 12年1月30日 " 26日 " 4月6日 " 6月25日 " 6月25日 " 8月30日 " 8月30日 " 11年12月20日 " 12月24日 " 1月6日	13年2月1日、手形切替。 ほかに二十三銀行より161万円借り入れ ほかに成規外貸出 596万円、普通貸出 19万円 ほかに普通貸出 19万円 二十三銀行経由 " 6月25日 " 6月25日 " 11年12月20日 ほかに成規担保貸出 150万円 十五銀行経由 ほかに普通貸出 10万円	
	小計	9,455( 15.6 )	7,325( 17.7 )			
熊本	益城(熊本) 植木( " )	100( 0.2 ) 85( 0.2 )	11年12月31日 " 27日	12年6月11日 " "		
	合計	60,775(100.0)	41,490(100.0)			

(注) かつこ内は構成比(%)。  
(出所) 日本銀行保有資料。

もっとも融通先銀行数の多かったのは門司支店であって、実行に至らなかったものも含めれば少なくとも17行に及んだ。

上記特別融通額の大半は年内もしくは翌12年1、2月中に回収されたが、11年下期の動揺で破綻した銀行の内情が判明するにつれて、井上総裁は「あれ程迄に悪いとは思ひませんでした」と述懐している。<sup>(28)</sup> 大正12年に入ってからも地方小銀行で不始末を暴露するものが見られ、若干ながら本行の特別融通が行われた。

すなわち、12年4月に埼玉県下の橋本銀行が休業したのに続いて、5月には鴻巣銀行も休業し、同行と密接な関係を有していた入間川、大門両銀行が相次いで閉店した。さらに5月29日に至り、資本金550万円を擁する宇都宮の下野銀行が臨時休業を発表したため、埼玉・栃木地方の預金者に動揺の兆しが見られた。もっともそれほど悪化しないうちに鎮静し、他地方に格別の影響を与えることなく終わった。この埼玉・栃木地方金融界の不安に際し、同地方にも相当の地盤を有していた東京の東海銀行（資本金2100万円）は、平素の取引先銀行に対し預金払戻資金等の調達につき援助を与えたが、本行に対しその事情を訴えて助力を要請した。本行は東海銀行に対し合計75万円の特別融通を実施した。

一方、11年下期の銀行動揺時に打撃を受けた名古屋の農産銀行は、大垣共立銀行との合併を目前に控えた12年7月12日、株主による役員の背任告訴がきっかけとなって取付けに遭い、翌13日、臨時休業を余儀なくされた。その影響で尾三銀行も18日に休業するに至ったが、同行は資本金779万円を擁し、愛知県下に百數か所に及ぶ店舗網（派出所・代理店を含む）を持つ名古屋屈指の大銀行であったため、同行休業の波紋は直ちに尾北地方、三河地方および知多半島に及び、翌19日には東濃地方にも波及し、東海地方はかつてない大動揺に巻き込まれた。この動揺は7月23日をピークとして鎮静に転じ25日にはおさまったが、同月14日から24日までの間に本行名古屋支店が取引先銀行に対し預金払戻資金として融通した金額は累計9677万円に上った。このうち成規の方法によらない特別融通（金利日歩2銭7厘）は838万円にとどまり、その9割以上が動揺終息後直ちに返済され、8月4日にはすべて回収された。

(1) 前掲「本邦財界動揺史」674ページ。

## 1. 大正9年の大反動と特別融通

- (2) 同上、676ページ。
- (3) 「大正十年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第11巻、昭和33年、所収) 525~526ページ。
- (4) 山沢逸平・山本有造『貿易と国際収支』(『長期経済統計』14) 東洋経済新報社、昭和54年、234~235ページ。
- (5) 『東洋経済新報』第958号(大正10年7月23日) 1~2ページ。
- (6) 日本銀行保有資料『日本銀行総裁演説集』(大正4年~12年)。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (7) 前掲「本邦財界動搖史」676ページ。
- (8) 日本銀行「日本銀行調査月報」大正10年7月(前掲『日本金融史資料』明治大正編第21巻、昭和34年、所収) 281ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (9) 上掲「日本銀行調査月報」大正10年8月、298ページ。
- (10) 前掲「本邦財界動搖史」628ページ。
- (11) 前掲「日本銀行調査月報」大正10年9月、328ページ。
- (12) 前掲『回顧七十年』221~222ページを参照。
- (13) 前掲「日本銀行調査月報」大正10年12月、395ページ。
- (14) 大正11年1月19日の東京交換所新年晚さん会における井上本行総裁の演説(前掲『日本銀行総裁演説集』大正4年~12年、所収)。
- (15) 木村清四郎「戦後財界の跡始末は如何」(同上所収)。原文の片仮名は平仺名に改めた、以下同じ。
- (16) 同上。
- (17) 石井定七破綻の経緯と整理経過については前掲「本邦財界動搖史」702~708ページを参照。
- (18) 上掲「本邦財界動搖史」625ページ。
- (19) 前掲「日本銀行調査月報」大正11年9月、527~528ページ。
- (20) 前掲「本邦財界動搖史」709~711ページを参照。
- (21) 『東洋経済新報』第1031号(大正12年1月6日) 5ページ。
- (22) 同上、6ページ。
- (23) 『東洋経済新報』第1032号(大正12年1月13日) 6ページ。
- (24) 日本銀行保有資料。原文の片仺名は平仺名に改めた。
- (25) 大島清『日本恐慌史論』下巻、東京大学出版会、昭和30年、211ページ。
- (26) 日本銀行保有資料。原文の片仺名は平仺名に改めた。
- (27) 日本銀行保有資料。原文の片仺名は平仺名に改めた。
- (28) 大正12年4月10日の本行本支店事務協議会における総裁演説(前掲『支店長会議書類』大正6年春季~大正12年秋季、所収)。

#### (4) 銀行整理と特別融通

##### 普通銀行の整理

上述のように、度重なる銀行動揺に際し、本行は特別融通を実施してその鎮静に努めたが、大正9年（1920年）の財界動揺以降引き続く景気の沈滞に伴う貸出の固定化や収益の低減に加えて、銀行動揺時における預金減少の打撃により経営難に陥る銀行が現われた。これらの銀行を再建整理するための本行に対する特別融通の要請は二、三にとどまらなかった。

まず、9年反動時に休業を余儀なくされた広島の後藤田銀行整理のため、大正10年4月、新たに中国商業銀行を設立するとともに、同行開業資金96万円のほか営業資金として300万円を芸備銀行が供与することになった（後藤田銀行が商号変更して中国商業銀行として7月16日に開業）。しかし、芸備銀行としては相当の負担であったので、7月6日、同行は本行の特別融通を要請した。本行は中国商業銀行に対する芸備銀行の融通予定額383万5000円を限度とし、実際貸出額まで融通する（金利は最低歩合の日歩1厘高、融通期間は3年）ことにした。実際の特別融通額の推移は明らかでないが、ピーク時（大正12年8月25日）の残高は265万円に達したと推定されている。

次に、北陸金融界で重要な地位を占めていた加州銀行が、大正11年1月、経営難に堪えられず鴻池銀行に救援を求めるに至った。鴻池銀行は同行に役員を派遣するとともに、1月30日、加州銀行と連署して本行に低利の特別資金150万円の融通を要請した。本行は加州銀行の窮状が地方財界に及ぼす影響を考慮し、2月14日から融資を行った（貸出限度150万円、金利日歩1錢6厘、貸出期間3年）。しかし、11年下期の銀行動揺時に流出した預金の回復と関連事業の整理がはかばかしくなかったため、12年7月17日、加州銀行はさらに200万円の特別融通を懇請した。本行はその事情を認め、貸出限度200万円、金利日歩1錢5厘、貸出期間3年などの融資条件を決定し、8月28日に貸出を実行した。これらの特別融通は、その後貸出期間の延長と金利引下げ（最終的には日歩1錢）が行われ、第1次融通分は昭和6年（1931年）6月15日に、第2次分は同5年8月21日に全額回

取された。

一方、旧藩主鍋島家を大株主とする佐賀県金融界の中心的存在であった佐賀百六銀行も、第1次大戦中の放漫な貸出と乱脈な内部管理のため破綻の危機に直面するに至り、大正11年7月10日、同行は本行に対し整理資金の特別融通を要請してきた。佐賀百六銀行が県下の金融上重要な地位を占めていたことにかんがみ、本行は同行に特別融通を行うことを決定したが、その実行前に佐賀百六銀行の整理計画を変更する必要が生じ、11年12月6日、改めて200万円の特別融通が要請された。本行は特にその要請を認め、同月7日、貸出限度200万円、期間5年、金利は初めの2年間4%、3年目5%、最後の2年間6%などの融資条件を門司支店長に通知し、これに基づき翌年3月までに合計200万円の貸出を実施した。その後、適用金利を全期間年4%とすることに改めたほか、当初の融通期間5年が満了した昭和2年12月11日に1年間の期限延長を認めたが、翌3年3月1日、佐賀百六銀行の実権は住友銀行の手に移り、4月25日に本行の特別融通は全額返済された。

以上のほか、大正11年9月、佐賀貯蓄銀行の任意解散に伴い、本行は同行の解散資金として古賀銀行と栄銀行に各12万5000円、計25万円の特別融通を行った。また、同月、浅野貯蓄銀行が安田保善社の傘下に入り、その名称を日本昼夜銀行と改めたが、安田銀行は同行の業態改善のため特別の資金融通を本行に申し入れた。10月24日、本行は限度1000万円、商業手形割引歩合適用、最初の貸出実行日から期間3年の特別融通を認めることにした（実際融通額400万円、大正13年7月24日に全額回収）。

本行は東京株式取引所の機関銀行であった帝国商業銀行に対し、11年下期の銀行動揺時に13万円の特別融通を実施したが、12年1月15日にも限度150万円の特別融通（金利日歩2銭7厘）を承認した。しかし、推定600万円に及ぶ帝国商業銀行の滞貸しを整理する必要があったので、安田家が同行の経営を引き受けことになったが、同行の再建を円滑に進めるためには借入金に等しい高利預金の払戻しと滞貸利息の欠損補填をしなければならず、十分な低利資金の供給を不可欠とした。安田は安田銀行および系列銀行から資金を供給すると同時に、本行にも

援助を要請した。大正12年2月8日、本行は帝国商業銀行整理資金として安田銀行に対し、限度400万円、商業手形割引歩合適用、期間1年の条件で特別融通を認め、翌9日から貸出を実行した（大正13年7月21日に全額回収）。

### 台湾銀行の第1次整理

台湾銀行は第1次大戦の終結に伴う反動と大正9年春の財界動揺のため、鈴木商店および同店関連事業向けをはじめとする内地貸出金に多額の固定貸を生じたうえ、貿易不振の影響もあって営業資金に不足を生じ、大正8年以来、コール取入れにより当面を取り繕っていた。<sup>(1)</sup>

本行は台湾銀行に対し外国為替貸付、保有正貨の条件付買取り、回送中の金塊を引当てとする手形割引、輸入手形担保の手形割引等さまざまな便宜を供与したほか、9年春の反動時には多額のコール返済資金を融通し、10年3月には台湾産業資金の特別融通（限度300万円、国債以外のものを担保とする最低割引歩合適用、期間1年）も承認したが、11年春から12年春にかけては、月末決済資金その他の資金の供給を目的として10数回にわたり短期の融通を行った（延べ1億2000万円）。そのほか、本行は鈴木商店関係手形担保貸出として、11年4月28日に限度700万円（金利日歩2銭7厘）、翌29日に同2000万円（同2銭6厘、貸出標準外扱い）の融通も認めた。前者は期限1週間の短期貸出であったが、後者の貸出期間は6か月に及び、さらに12年4月19日まで延長したうえ、その間に次のように融通限度を相次いで増額した。そしてこれらの貸出の期限が到来した12年4月19日に改めて融通限度の総額を3000万円とし、その融通期限を同年10月19日と定めた。

実 行 日	融通限度増額	金利(日歩)	融 通 期 限	備 考
大正 11年8月23日	千円 5,000	2銭6厘	大正 11年10月20日	12年4月19日まで 期限延長、貸出標準外
12月16日	1,700	"	12年4月19日	貸出標準外
〃18日	5,000	"	"	"

政府も、11年12月に台湾銀行の不動産貸付の一部を日本勧業銀行と東洋拓殖会社に肩代わりさせ、それに伴い台湾銀行が受領した勧業債券2000万円と東洋拓殖債券1000万円を預金部資金により売戻条件付で買い入れる（買入価格2945万円）一方、預金部資金1500万円を本行経由で12年2月末まで（その後4月末まで延長）預入し、台湾銀行を支援した。

以上のような政府と本行の助力により台湾銀行は当面の資金繰り難を切り抜けつつ、その経営改善策をいろいろと検討した結果、配当を減らして滞貸しの整理と業態立直しに努めることに決まった。同行の整理は年来の課題であり、国内のみならず海外でも注目されていたので、大正12年3月の同行株主総会に対する整理案の提議に先立ち、2月27日に本行からその趣旨を一般に公表した。こうして台湾銀行はいわゆる第1次整理を断行することになったが、3月14日、同行は蔵相に対し滞貸しの整理と業務の発展助長のため5000万円の低利資金融通（期間5年）方を願い出た。4月27日、政府はその願いを認め、①預金部資金2000万円を本行に対する指定預金とし、本行をして同金額を台湾銀行に預入させる（1500万円は先に本行経由で預入した預金部資金を振り充て、新規預入は500万円とする）、②台湾銀行は先に預金部に売却した勧業債券・東洋拓殖債券3000万円を買い戻すことにして、これに要する資金は同額の預金部資金を本行経由指定預金の形で台湾銀行に融通する、③以上2件の融通期間は4年とすることを通達し、同月30日、預金部資金5000万円の預入を実行した。

台湾銀行は、政府に対し支援を要請してから1週間後の3月21日、本行に対しても「国債其他貴行制規ノ担保品ヲ提供シテ資金ノ融通ヲ願出候場合、向五ヶ年間ハ極度五千五百万円（為替資金其他既ニ特別融通ノ御許可ヲ受ケ居ル分ハ此度外トス）マテハ特ニ各公定最低歩合ヲ以テ御融通被下度」旨を申し出た。<sup>(2)</sup> 本行は台湾銀行の整理支援のためこれを承諾することにし、融通限度5500万円、期間5年、担保は本行成規のものを使用、各担保品に対する最低公定歩合を適用するなどの特別融通条件を決定して、4月7日に関係店に通達した。そのほか、台湾銀行が預金部から買い戻した勧業債券と東洋拓殖債券の特別融通担保品への繰入れ、蘭領インド為替資金の預入（限度200万円）、外国為替貸付金の限度拡大（2000

万円→3000万円）など資金供給上の便宜を拡張したが、関東大震災直前の大正12年8月末における本行の台湾銀行に対する貸出残高は1億17万円に達していた。それは当時の本行対民間貸出残高（3億4686万円）の28.9%を占めるほどであったが、関東大震災のため台湾銀行の整理は行き惱み、大正14年に再び大整理が行われることになった。

### 朝鮮銀行の整理

第1次大戦の好況時に業務範囲を急拡張（海外ならびに内地に進出）した朝鮮銀行も、大正9年の財界動揺により打撃を受けて資金の固定化を招き、その処理に腐心していたが、11年2月の株主総会で貸出内容等につき株主から攻撃的質問が行われたのを契機として内情を暴露し、内外の信用を失墜した。このため、9000万～1億円に上る市場資金で繰り回してきた資金繰りに支障を生じた朝鮮銀行は、その窮状を政府と本行に訴え整理方法等について了解を求めたうえ、配当率の引下げと経費節約により回収不能貸出1000万円および滞貸し5000万円の消却を5、6年かけて実施する整理案を立て、11年8月の株主総会で承認を得た。

本行はこの前後を通じ朝鮮銀行に対し成規の方法によるほか、必要に応じて臨機の特別融通をしばしば与えた。これらは短期の信用供与だけにはとどまらず、台湾銀行の場合と同じような性質の特別の融資も行ったようであるが、明確な記録は残されていない。なお大正12年8月末の朝鮮銀行に対する本行貸出残高は保証品付手形割引1065万円、担保付特別融通650万円、計1715万円であった。もっとも、同行の固定貸整理も関東大震災のため中断され、大正14年に徹底的な整理が断行された。

### 財界の未整理

大正12年の春、早くも財界の一部に、すでに景気は回復期に入ったと見る者が現われた。同年1月のフランスのルール地方占領とアメリカ経済の好転を伝えて、久しく沈滞していた商品市場においても銅・鉄・砂糖・洋紙などが騰貴を告げ、前年下期以降漸落傾向にあった一般物価は再び反発の気配を示し、株式市場

もまた強調を帯びるに至ったからである。

しかし、12年4月24日の全国手形交換所連合大会晚さん会における演説で、本行の木村清四郎副総裁は「何れの方面に於ても既に転換期に移れりと看るは稍早計に失するの感ある」として、次のように語っている。<sup>(3)</sup> わが国の物価および賃金の現状から見ても、財界の整理が完了したとは認め難いが、金融の大勢は財界の整理がまだ不十分であることをよく反映している。普通銀行の「預金は財界の不況に隨て幾分減退の傾向あるに拘らず、他方貸出金の回収は之れに順応せず。随て銀行の手許が動もすれば窮屈を告げ、資金の流動も自然思はしくないのであるが、目下金融界の病根は全く此事実に潜むで居るものと認めらる」。近ごろ財界の一部で金融の疎通に関して不満の声を耳にするが、「財界の整理が進捗すれば固定せる貸出の回収も行はれ、自然流動資金が多くなり、其流通も円滑となり、金融は自ら緩和に向ふのである。之に反し財界各方面の整理完成せられざる以上、仮令一時的に金融の緩和を見ることあるも根本的の改善は之れを期することを得ませぬ」というのであった。

貸出固定化の現象は市中銀行段階のみではなかった。本行対民間貸出残高（月中平均）の推移を見ると、大正9年反動時に一時大膨張したあと急速に収縮したものの、10年9月の6848万円をボトムとして漸増傾向をたどり、11年下期の銀行動揺が鎮静したあとの12年上期中も2億5000万円前後で推移し、前年上期と比べて一段と水準を高めていた。関東大震災直前の大正12年8月末における本行対民間一般貸出残高（2億9625万円）の約4割は、前述した台灣銀行および朝鮮銀行への特別融通をはじめ、村井銀行・大分銀行等に対する支払準備資金ならびに加州・日本昼夜等の銀行に対する整理資金の特別融通により占められていたことを考えると、本行の貸出もまた次第に固定化の様相を帯びてきたことは争えないであろう。それは多かれ少なかれ通貨調節力の減退を示すものにほかならなかつた。

当時、本行が今は財界整理の道程、地ならしの時代であると判断し、その進展を望んでいたことは明らかであったが、実際の政策は徹底さを欠いていた。大正11年8月に在外正貨の銀行券発行準備への繰入れを止め、9月には同じく小額紙

幣引換準備への充当を廃止するなど、通貨収縮策を講じているものの、総体としては銀行界の動搖防止、個別銀行の救済にやや重点がおかれすぎ、金融面からもっと強力に財界整理を推進しようという姿勢は弱かった。井上総裁の言うように、「大正九年より十年、十一年と経て十二年の地震までの状態は、陰気なものであります。それで只其の間に段々経済上の状態が衰へるばかり」<sup>(5)</sup>であったとすれば、それもやむをえない面があったかもしれないが、中央銀行のあり方としては批判を免れえないところであった。

- (1) 日本銀行調査局「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第22巻所収) 900~903ページを参照。
- (2) 日本銀行保有資料。
- (3) 前掲『日本銀行総裁演説集』(大正4年~12年)。
- (4) 同上。
- (5) 前掲「戦後に於ける我国の経済及び金融」84ページ。

## (5) 国庫預金制度の採用

### 預金制度導入の準備

国庫金の取扱いについては明治23年（1890年）4月に金庫制度が採用され、本行の取り扱う国庫金は政府の寄託金として本行営業資金と厳重に区分保管された（第1巻第2章2. 参照）。このため国庫金の受払いに伴い市中金融に大きな繁閑を引き起こす場合があった。明治27年6月公布の「国庫出納上一時貸借ニ關スル法律」により国庫余裕金を本行に預入する道が開かれたが、金融の繁閑是正には必ずしも十分ではなかった。既述のように、明治30年5月に本行は、蔵相に提出した本行営業方針に関する上申書のなかで、金庫制度を廃止して預金制度を採用することを具申した。また33年以降、東京商業会議所と全国商業会議所連合会も政府に対してしばしば国庫預金制度の導入を建議した。

当時、大蔵省は預金制度の採用を時期尚早としていたが、明治36年10月20日、蔵相は本行総裁の更迭に当たり本行運営上の注意事項を内訓した際、「今後時世の進歩と共に或は国庫金は預金制度を採用するが如き時機に遭遇することあるを

期せざるべからず。斯くの如き時機に際しても之を引受け得べき見込を相立て置くべきこと」を内命した。<sup>(1)</sup>

本行は上記内命の趣旨に基づき国庫制度の改正に関する基礎調査を実施するため、36年10月に国庫局内に国庫制度調査委員を設け、金庫制度および預金制度の利害得失ならびに預金制度実施に関する措置等について調査研究を行った。その結果「国庫金取扱の簡易敏捷を期し併せて国庫金と一般金融市場との疏通を図るの趣旨の下に国庫預金制度を実施するの必要を認め」<sup>(2)</sup>、明治39年10月6日、国庫預金制度実施の具体案を蔵相に上申した。<sup>(3)</sup>さらに明治40年、41年および大正3年の3回にわたり、アメリカ・カナダ・イギリス・フランスに行員を派遣して各国の国庫制度を調査させている。

この間、国庫預金制度の採用に関する一般の考え方もようやく熟し、明治43年2月24日、第26回帝国議会の衆議院本会議に同制度導入の建議案が上程されるに至った。この建議案は3月12日に満場一致で可決されたので、5月5日、政府は大蔵省内に預金制度調査会を設置し、本行との合議により国庫預金制度の調査研究を行うことにした。同調査会は5月5日から10月10日までの間に17回の会議を開き、預金制度採用に関する諸問題を審議したが、その後も大蔵省は調査を続行した。大正元年末に大蔵省理財局が「国庫金取扱上金庫制度ト預金制度トノ利害比較」と題する調査を、同6年5月に大蔵省臨時調査局金融部が「国庫預金制度採用ノ可否」<sup>(4)</sup>に関する調査を取りまとめている。

### 国庫預金制度の実施

上述のように政府と本行は国庫預金制度の導入について調査検討を重ねてきたが、同制度の採用は国庫制度の大改革であって、その影響は広範囲に及びさまざまな問題が予想されただけでなく、政府と本行との利害の相反する点も少なくなかったので、容易に実施するまでには至らなかった。しかし、第1次大戦終結後間もない大正8年（1919年）4月、高橋是清蔵相と井上準之助本行総裁との間で、大蔵省と本行の合議により再び国庫預金制度の採用に関する調査を行うことに意見が一致した。

この合意に基づき、まず、大正8年6月12日～7月12日の間に十数回にわたって大蔵省と本行の調査会議が開かれ、預金制度導入の成案を得た。次いで、7月23日と8月2日に蔵相・大蔵次官および本行正副総裁も出席して開かれた大蔵省と本行の会議において、「国庫預金制度実行案」ならびに「国庫預金制度ノ採用ニ關聯シテ生スル諸問題ノ対策」<sup>(5)</sup>を決定した。この決定を受けて大蔵省は会計法改正法案の作成に着手し、会計検査院と本行も参加して慎重に審議した結果、10月に会計法改正の大蔵省案を省議で決定した。翌9年2月9日、政府は第42回帝国議会に「会計法改正法律案」を提出したが、特別委員会で審議中に衆議院が解散されたため成立を見るに至らず、10年2月1日、第44回帝国議会に再び同法案を提出し、ようやく議会の協賛を得ることができた。

このようにして、大正10年4月8日に法律第42号「会計法改正法律」が公布され、「政府ハ日本銀行ヲシテ国庫金出納ノ事務ヲ取扱ハシム／前項ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ受入レタル国庫金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ預金トス」のことになり、長い間懸案になっていた国庫預金制度が翌11年4月1日から実施されることになった。

本行は預金制度の実施に伴う諸規程の改廃準備を進め、本行本支店のほか各地に代理店を設けて国庫金出納事務を取り扱うことにする一方、大正11年2月21日～24日の間、本行支店関係者および代理店代表者等を本店に招致して預金制度準備打合会を開いた。その席上、井上総裁は「国庫金の取扱を成るべく普通銀行事務と同一ならしむると云ふのが今回制度改正の根本理由」であると述べているが、国庫預金制度の実施により、国庫金の收支はすべて本行勘定のなかの政府預金口座残高の増減として計理され、これに伴って兌換銀行券発行残高も変動することになった。従前の金庫制度のもとにおいては、たとえば国庫金の対民間収支が季節的に多額の受入超となり、このため市中金融が引き締まつても、兌換銀行券発行残高は直接には変動しないので発行余力は変化せず、この面から本行の金融調節能力が制約を被りやすいという問題があったが、今次の制度改正により財政収支との関連における金融調節を従来より円滑に実施しうることになった。

(1) 日本銀行『日本銀行沿革史』第2輯第7巻、昭和14年、9ページ。原文の片仮名は平仮

## 1. 大正9年の大反動と特別融通

名に改めた、以下同じ。

- (2) 同上、9ページ。
- (3) 同上、9~11ページ。
- (4) 同上、59~66ページ。
- (5) 同上、73~109ページ。
- (6) 同上、244ページ。